第７０号議案

豊川市遺児の育成をはかる手当条例及び豊川市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について

豊川市遺児の育成をはかる手当条例及び豊川市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成２９年１２月１日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市遺児の育成をはかる手当条例及び豊川市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例

（豊川市遺児の育成をはかる手当条例の一部改正）

第１条　豊川市遺児の育成をはかる手当条例（昭和４４年豊川市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項第１号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

（豊川市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正）

第２条　豊川市母子・父子家庭医療費支給条例（昭和５３年豊川市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附　則

この条例は、平成３０年１月１日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、所得税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。